

20高教政第1227号
平成20年12月19日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局
教育政策課長

公立学校職員の給与に関する条例の一部改正及び技能職員の給与
及び旅費に関する就業規則の一部改正について（通知）

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が平成20年12月県議会定例会において平成20年12月18日（木）に可決成立し、平成20年12月24日（水）に公布されます。また、技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の一部改正が同日に告示されますので、これらの内容を下記のとおりお知らせします。

なお、公立学校職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う差額（平成20年4月1日に遡及して支給される改定後の給与と既に支給された改定前の給与との差額をいう。）は、平成20年12月24日（水）に支給されますので、改正内容と併せて管内学校に対して、お知らせ下さるようお願いいたします。

記

第1 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の主な内容

1 条例改正の目的

この条例は、高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成20年10月14日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、公立学校職員の給料月額の変改を行うとともに、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に副校長、主幹教諭及び指導教諭の新たな職が配置されることに伴う給料表の変改等必要な改正をしようとするものである。

2 主要な内容

(1) 給料表の変改等

ア 全給料表の全給料月額を改定すること。（現行の給料月額に500円を加算）

イ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に副校長、主幹教諭及び指導教諭の新たな職が配置されることに伴い、給料表級別職務分類表に特2級の項の追加等を行うとともに、給料表に特2級の給料月額を追加すること。

(2) 諸手当の変改

ア 教員特殊業務手当の変改

支給日額の限度額を6,400円（現行 3,200円）に引き上げること。（第16条第2項関係）

イ 義務教育等教員特別手当の変改

支給月額の限度額を15,900円（現行 20,200円）に引き下げること。（第23条の2第2

項関係)

3 施行期日等

(1) この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

ア 上記2の(1)ア及び2の(2)アの改正規定 公布の日

イ 上記2の(2)イの改正規定 平成21年1月1日

ウ 前2号に掲げる規定以外の規定 平成21年4月1日

(2) 上記2の(2)アの改正規定による改正後の別表第1及び別表第2は平成20年4月1日から、上記2の(2)イの改正規定による改正後の条例第16条第2項の規定は同年10月1日から適用する。

第2 技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の一部改正の主な内容

1 平成20年度の改定

(1) 給料表

現行の給料表の給料月額を改定する。(現行の月額に500円を加算)

(2) 施行期日等

この就業規則は、告示の日から施行し、改正後の規定は、平成20年4月1日から適用する。

2 平成22年度の改定

平成22年度から適用する給料表の給料月額を改定する。(上記の改定と同様に500円を加算)

第3 人事委員会規則等の一部改正の主な内容

1 人事委員会規則で定めることとされている教員特殊業務手当及び義務教育等教員特別手当の支給額については、次のとおり改正されます。

(1) 教員特殊業務手当(平成20年10月1日適用)

「職員の給与の支給等に関する規則」に規定する、教員特殊業務手当の支給日額を下表のとおり改める。

区 分		現行額	改定額
1号	ア 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務	3,200円	6,400円
	イ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務	3,000円	6,000円
	ウ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務	3,000円	6,000円
2号	修学旅行等の引率指導業務	1,700円	3,400円
3号	ア 対外運動競技等の引率指導業務(宿泊を伴うもの)	1,700円	3,400円
	イ " (週休日又は休日等に行うもの)	1,700円	3,400円
5号	部活動指導業務(4時間以上)	1,300円	2,400円
	" (2時間以上4時間未満)	650円	1,200円

(2) 義務教育等教員特別手当（平成21年1月1日適用）

「義務教育等教員特別手当に関する規則」別表第1及び別表第2に規定する、各支給月額を現行の79%程度に縮減する。

2 公立学校職員の給与に関する条例と同様に職員の給与に関する条例についても、次のとおり改正されます。

(1) 給料表の改定

全給料表の全給料月額を改定すること。（行政職、医療職(2)、医療職(3)等）

(2) 初任給調整手当の改定（第9条の2第1項）

医師、歯科医師及び獣医師の初任給調整手当について改定すること。

（参考）

1 差額を支給する給与について

- (1) 給料の差額の追給のほかに、給料月額を基礎として算定されることとなる給与（時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等）についても、その差額を追給することとなること。
- (2) 教員特殊業務手当の支給日額の改定に伴い、追給されることとなる差額は平成20年10月1日以降の勤務に係る手当日額であること。

2 給与改定と現給保障との関係について

平成18年4月1日に実施した給与構造改革による給料の切替え等に伴う経過措置として現給保障を受けている職員については、次のとおりとなること。

- (1) 給料表の給料月額の改定後も、引き続き現給保障を受けることとなる職員は、実支給額が変わらないため、差額の追給はないこと。
- (2) 給料表の給料月額が改定されることにより、給料月額が、現給保障の額を上回った場合には、その上回った部分に限り、差額が追給されること。

3 条例改正後の各別表について

改正後の給料表等の各別表は「給与の広場」に掲示してありますので、改定額等について参考にしてください。

(<http://yairo.kochinet.ed.jp/seisaku/kyuuyo/>)